

2016年市議会2月通常会議 意見書（案）

- [意見書（案）第1号](#) 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定に関する意見書
- [意見書（案）第2号](#) 軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書
- [意見書（案）第3号](#) 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書
- [意見書（案）第4号](#) 地方自治を尊重し、移設条件なしの普天間飛行場撤去を求める意見書
- [意見書（案）第5号](#) 企業・団体献金の全面禁止と政党助成制度の廃止を求める意見書
- [意見書（案）第6号](#) 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定を国会で批准しないことを求める意見書
- [意見書（案）第7号](#) 司法の判断を尊重し、国が高浜原発3号機の稼働停止を決断することを求める意見書

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定に関する意見書（案）

【湖誠、公明提案】

ＴＰＰ協定については、平成 27 年 10 月 5 日に米国アトランタで開催された交渉参加 12 カ国による閣僚会合において、大筋での合意に至ったところである。

大筋合意の内容には、農林水産物の重要 5 品目への特別輸入枠の設定や段階的な関税の削減・撤廃が含まれており、国会決議の内容を逸脱しているとの懸念があり、生産現場には不安の声が広がっている。

また、大筋合意を受け、政府は平成 27 年 11 月 15 日に総合的なＴＰＰ関連政策大綱を決定した。その中では、米の需給悪化につながらないようにＴＰＰ協定による輸入量相当の国産米を備蓄米として買い入れること、麦に係る経営所得安定対策を着実に実施すること、牛肉及び豚肉に係る経営安定対策を法制化することなどの最低限の国内対策が示されているところであるが、到底、生産現場の不安の声に対して十分に応える内容とはなっていない。

よって、国及び政府においては、農業従事者のみならず、消費者などを含めた国民全体に対し、大筋合意の内容について全ての情報を分かりやすく説明するとともに、ＴＰＰ協定の影響に関する農業従事者の不安を払拭するため、万全な国内対策を実施されるよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書（案）

【公明提案】

政府は、平成 29 年 4 月の消費税 10%への引き上げと同時に軽減税率制度を導入することを決定し、既に国会において関係法律案の審議が開始されているところである。

我が国において初めての複数税率の導入となるものであり、流通段階の多くの事業者の事務負担をできるだけ軽減し、円滑な導入を進めることが極めて重要である。

また、インボイス制度導入までの間は現行の請求書保存方式の維持などの経過措置も講じられているところであるが、事業者の十分な理解を得るため相談体制の整備など事業者に対するサポート体制を整備することが急務である。

よって、国及び政府においては、下記の事項に早急に取り組むよう強く要望する。

記

1. 中小企業・小規模事業者等に対して複数税率に対応するレジの導入支援を行うこととされているが、必要な財源を確保の上、補助を希望する全ての事業者に対して実施すること。
2. 電子的受発注システムを導入している事業者のシステム改修等についても適切な補助を行うとともに、費用が高額となる場合は低利融資など必要な支援を行うこと。
3. 地域の中小企業団体等の協力を得て、中小企業・小規模事業者等の理解を深めるため、講習会の開催や相談窓口の設置など積極的な取り組みを行うこと。

この場合、巡回指導や専門家の派遣などアウトリーチによるサポート体制を構築すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書（案）

【公明提案】

平成 28 年 1 月の埼玉県狭山市における 3 歳女児の死亡事件や、東京都大田区での 3 歳男児の死亡事件など、児童虐待により幼い命が奪われる深刻な事態が続いている。

家庭や地域における養育力の低下、子育ての孤立化や不安、負担感の増大などにより、児童虐待の相談対応件数は増加の一途を辿り複雑で困難なケースも増加している。

こうした現状から、政府は平成 27 年 12 月、すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトにおいて児童虐待防止対策強化プロジェクトを策定したところである。

よって、国及び政府においては、同プロジェクトで策定された施策の方向性を踏まえ、児童虐待発生予防から発生時の迅速かつ的確な対応、自立支援に至るまでの一連の対策強化のため、早期に児童福祉法等の改正案を国会に提出するとともに、下記の事項についても速やかに実施するよう強く要望する。

記

1. 児童虐待の発生を予防し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実現するため、子育て世代包括支援センターを法定化し、全国展開を図ること。また、孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ支援を強化するため、子育ての不安や悩み等を抱える家庭への養育支援訪問事業及びホームスタート（家庭訪問型子育て支援）事業を全ての自治体で実施できるようにすること。
2. 児童相談所全国共通ダイヤル「189」のさらなる周知を図るとともに、児童相談所につながるまでに数分かかっている実態等を早急に見直し、通報しやすい体制を整えること。また、通報に対し、緊急性の判断や関係機関との連携を的確に行える体制整備にも努めること。
3. 児童虐待が発生した場合、迅速かつ的確な初期対応が行われるよう児童相談所の体制や専門性を抜本的に強化すること。特に児童福祉司、児童心理司、保健師等を初めとした職員配置の充実、子どもの権利を擁護する観点等から弁護士を活用等を積極的に図ること。
4. 学校や医療機関、警察等関係機関における早期発見と適切な対応を図るため、児童相談所と関係機関との間における緊密な連携体制を再構築すること。特に、警察と児童相談所においては、虐待の通報を受けた場合、虐待の有無にかかわらず情報共有を図ること。また、一時保護等において警察と児童相談所が共同対応する仕組みを全国で構築すること。
5. 一時保護所における環境改善を早急に図るとともに、量的拡大を図ること。また、里親委託や養子縁組を推進し、家庭的養護のもとで子どもたちが安心して養育される環境を整えること。
6. 被虐待児童について、18 歳を超えても引き続き自立支援が受けられるようにするとともに、施設退所後や里親委託後の児童等に対しきめ細かなアフターケア事業を全国で実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

地方自治を尊重し、移設条件なしの普天間飛行場撤去を求める意見書（案）

【共産党提案】

普天間飛行場の名護市辺野古への移設に関し、翁長沖縄県知事は、政府が埋め立て承認取り消しの撤回を求めて起こした代執行訴訟における本人尋問で、第2次世界大戦末期の沖縄戦で甚大な犠牲を払わされた県民が収容所に入れられている間に米軍が土地を強制接収し基地をつくってきた歴史を出発点にして、現在も極めて過重な基地負担を強いられていることを訴え、辺野古新基地建設は決して容認できないと重ねて主張した。沖縄県が基地建設に反対していることを明確に示しており、地方自治の本旨に照らし、政府はこれを尊重すべきである。

また、辺野古での新基地建設をめぐるのは、米海兵隊の海外侵攻、いわゆる殴り込み作戦のため的一大出撃拠点として、普天間飛行場に比べて機能が飛躍的に強化されることを示すさまざまな計画があることが判明しており、敵地への上陸侵攻作戦を行うための海兵隊の部隊や航空機の海上基地となる強襲揚陸艦が停泊できる軍港機能や弾薬庫を備えることが以前から明らかとなっている。

加えて、長崎県佐世保市の米軍佐世保基地の揚陸艦隊に2019年に最新鋭の強襲揚陸艦「アメリカ」が配備される計画が米予算教書（2017 米会計年度）において判明している。同艦は、従来艦に比べて、F35ステルス戦闘機や侵攻輸送機MV22 オスプレイなどを多数搭載でき、新基地周辺を初めとした地域において、訓練が激化する危険性が高まってくる。これでは政府が強調する負担軽減どころか負担強化である。

さらに、辺野古新基地建設工事は、少なくとも2025年まで継続するという米海兵隊の計画（海兵航空計画2016）も明らかとなっている。新基地建設は最低でも今後10年はかかることになり、その間は普天間飛行場も居座り続けるということである。そうした状況は、政府が新基地建設の口実としている普天間飛行場の固定化そのものである。

政府は、普天間飛行場問題の唯一の解決策は名護市辺野古での新基地建設による移設しかないと繰り返しているが、辺野古への新基地建設は、普天間飛行場の騒音被害や墜落などの危険性を名護市全域に広げることであり、辺野古に新基地を造るか、さもなければ普天間飛行場を固定化するというのは沖縄県民にとって理不尽な脅しにほかならない。

よって、国及び政府においては、真摯に沖縄県民の民意に向き合い、憲法に保障された地方自治を尊重して、普天間飛行場を移設条件なしで閉鎖・返還するために米国と協議することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

企業・団体献金の全面禁止と政党助成制度の廃止を求める意見書（案）

【共産党提案】

千葉県内の建設会社と都市再生機構（UR）とのトラブル処理を口利きしたあっせん利得の疑惑で、甘利 明前経済再生担当大臣が現金を受け取っていたことや秘書への監督責任を認めて閣僚を辞任した。しかし圧倒的多数の国民が甘利氏の説明だけでは満足しておらず、徹底した真相究明を求めており、腐敗政治の元凶になっている企業・団体献金の全面禁止が改めて議論に上っている。

二十数年前のリクルート事件、ゼネコン汚職などでは、金権腐敗政治に対し国民の厳しい批判が向けられた。これを受け、企業・団体献金については廃止の方向に踏み切るとしながら、政党支部への献金は認める、政治資金パーティーは残すという二つの抜け道をつくり、企業・団体献金を温存してきたことがこの結果を招いている。

パーティー券は、その大半を企業・団体が購入しているのが実態であり、形を変えた企業・団体献金にほかならず、企業の政治献金は、本質的に賄賂性を持つものである。そもそも、国民一人ひとりが自ら支持する政党に寄附することは、主権者として政治に参加する権利そのものであるが、参政権を持たない企業が政治献金をすることは、国民の参政権を侵害するものである。営利を目的とする企業が、個人をはるかに超える強大な財力で政治的影響力を行使するなら、政治が大企業、財界に向けたものになってしまうことは明らかである。

また、政党助成制度は、政治改革のもとで企業・団体献金を禁止するという口実で導入されたにもかかわらず、いまだに企業・団体献金は禁止されず、政党助成金との二重取りが続いている。

2016年2月10日の衆議院予算委員会において、甘利氏と安倍晋三内閣総理大臣、麻生太郎副総理、岸田文雄外務大臣、菅義偉内閣官房長官だけで2013年から2014年分で合計6億円以上の政治資金パーティーによる収入を得ていることが明らかになった。自民党が政権に復帰して以降、同党の企業・団体献金は2012年の約63億円から2014年の約66億円に増加し、同党の政治資金団体国民政治協会への献金は1.6倍に増加している。献金が急増しているのは、日本経済団体連合会が消費税増税と法人税減税の政策を評価したからであり、まさに政策買収である。また、企業献金をなくすと言って導入した政党助成金が総額6,600億円を超えていることも問題である。

こうした状況が、腐敗政治を生み出す温床となり、政治の劣化と政党の墮落をつくりだしている。政党は、国民の中で活動し、国民の支持を得てその活動資金をつくるのが基本である。

よって、国及び政府においては、企業・団体献金の全面禁止と政党助成制度の廃止を一体として行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定を国会で批准しないことを求める意見書（案）

【共産党提案】

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定は、2016年2月4日に署名を終えて、各国での批准作業に移った。政府は、交渉過程での秘密主義に続き、大筋合意後もその全容を示さないままＴＰＰ対策費を含む補正予算を成立させ、約2,900ページとされる協定及び附属書の公表も2016年2月2日となるなどきちんと精査する時間も与えないで国会に批准を求めようとしている。多くの農家を初めとする国民の不安、反対の声を聞こうとせず、その中身も知らせようとしてこなかった。国や地域、さらには国民生活に関わる重大な協定の可否を判断するには余りに拙速な手続きである。

またＴＰＰ協定は、少なくともＧＤＰで85%以上、6カ国以上の批准がなければ成立しない。そして米国と日本のいずれかが批准しなければならない。現在行われている米国大統領選挙の候補者の内、ＴＰＰ大筋合意支持は少数派であり、米国の批准は早くても11月の大統領・議員選挙後と見られており、米国の状況とは無関係の勇み足での批准は禍根を残すことにつながる。

協定の内容も問題で、米・麦での輸入枠の拡大、牛・豚肉での関税引き下げなど重要農産物5品目全てで大幅な譲歩を行い、加えて重要5品目の3割、その他農産品では98%の関税撤廃に合意している。さらには政府が守ったとしている重要5品目の例外も、7年後に米国など5カ国と関税撤廃について協議を行うことが義務づけられているなど、現在示されている合意は通過点に過ぎず、全農産物の関税撤廃を迫られるおそれがある。こうした状況では国内での地域農業は立ちゆかなくなる。

その上、透明性や規制の整合性確保を理由にして、医療を初め、国民の健康や暮らしを守るさまざまな規制・制度に関わる各種審議会に参加国企業からも意見を表明できる規定さえ盛り込まれている。ＴＰＰ協定の協議と並行して行われてきた日米二国間協議では、米国からの規制緩和の要求を担当省庁が窓口となって、規制改革会議に諮るという主権放棄に等しい内容にまで踏み込んでいく。

こうした内容は2013年の国会決議に違反するものであり、国会が決議したことの遵守が政府に求められている。

政府は「日本のブランドを世界に発信するチャンスだ」と言うが、交渉内容が明らかになっていく中で、ＴＰＰ協定は日本の国民の利益と国民主権を米国や多国籍企業の利益のために売り渡すものであることが明確になっている。

よって、国及び政府においては、日本の農業、国民の利益、国民主権を売り渡すＴＰＰ協定を国会で批准しないことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

司法の判断を尊重し、国が高浜原発3号機の稼働停止を決断することを求める意見書（案）

【共産党提案】

5年前の東京電力福島第1原発の重大事故の後、長期にわたって全国で運転を停止していた日本の原発が次々と再稼働している。2015年8月、9月の九州電力川内原発1、2号機に続き、2016年1月29日には、滋賀県に最も近い関西電力高浜原発の3号機の再稼働が、多くの国民の反対を押し切って強行された。

このうち、高浜原発3号機については、2016年3月9日に大津地方裁判所が運転停止を命じる仮処分決定を出したことにより、現在は稼働を停止しているが、国は高浜原発3号機を含め、新規制基準に適合した原子炉の再稼働を進めていく方針を変えていない。

高浜原発3号機は、使用済み燃料を再処理したウラン・プルトニウム混合酸化物（MOX）燃料を使ってプルサーマル発電を行う原子炉である。MOX燃料は通常のウラン燃料に比べ、原子炉内の核分裂反応を停止させる制御棒が利きにくいなどの危険性が指摘されている。また、周辺には「原発銀座」といわれるほど原発が林立しているのに、集中立地による事故の危険性は検討されていない。一たび重大事故が発生すれば、高浜町、福井県だけでなく京都府や滋賀県の住民も巻き込むにもかわらず、避難体制は不十分で実効性は検証されないままである。

福島原発では5年近くたっても事故は収束せず、事故を起こした原子炉には近づくこともできず、放射能漏れで周辺の多くの住民が避難生活を続けている。今回の再稼働は、福島原発事故の教訓を生かさず、被災者の苦しみと国民の不安に背を向けたものであった。

福島原発事故後、全国の全ての原発が停止していた間、電力の不足も突然の停電も起こらなかった。高浜原発などを抱える関西電力も同じである。高浜原発はもともと福井地裁が昨年4月、規制基準は緩やかに過ぎると、再稼働を差し止める仮処分を決定した原発である。関西電力が異議を申し立てたため、昨年未同じ福井地裁が仮処分を取り消したが、住民側は高等裁判所に抗告しており、再稼働を急ぐのはその点でも道理はない。

高浜原発の使用済み燃料プールに余裕はなく、既に67%が埋まり、1から4号機が全て再稼働すれば7年余りで満杯になる。使用済み核燃料の再処理で発生する「核のゴミ」の最終処分の見通しも立たない中での課題を先送りした再稼働は許されるものではない。

ましてや、近畿1,450万人の飲料・生活用水を琵琶湖に依存している以上、放射性物質による琵琶湖の汚染は万が一にもあってはならないことである。

よって、国及び政府においては、司法の判断を尊重し、高浜原発3号機の稼働停止を決断するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。